

〈要請理由〉

- 第8回下請取引条件改善に関する関係府省等連絡会議における野上官房副長官からの締めくり発言によるご指示を踏まえ、トラック運送業においても「自主行動計画の策定」に向けた取組について検討を開始。
- トラック運送業については、荷主との取引だけでなく、下請多層構造など元請と下請における運送事業者間の取引条件の改善に向けた取組みを進めていただくことを目的に、平成28年11月22日(火)、根本国土交通大臣政務官よりトラック運送業界団体に対し、今年度内を目処に「トラック運送業の適正取引推進のための自主行動計画」策定の要請を行った。



〈要請のポイント〉

- ・アベノミクスを一層加速し、「経済の好循環」の流れをより確かにすることが重要。
- ・元請下請における運送事業者間を含め、トラック運送業における取引条件の改善は喫緊の課題。
- ・また、トラック運送業の下請多層構造にも課題があると認識。
- ・元請事業者となる大手運送事業者が率先して取組を進めることが重要。
- ・今年度内を目途に自主行動計画の策定を要請
- ・なお、取引条件の改善について、関係省庁を通じ、荷主の方々にも働きかける。

出席者

【国土交通省】

根本 幸典 国土交通省大臣政務官
 藤井 直樹 国土交通省自動車局長
 堀家 久靖 国土交通省大臣官房審議官 他

【全日本トラック協会】

(公益社団法人全日本トラック協会物流ネットワーク委員会)
 齋藤 充 日本通運株式会社 代表取締役副社長
 全日本トラック協会物流ネットワーク委員会委員長

植松 満 日本通運株式会社 執行役員
 森 日出男 ヤマト運輸株式会社 取締役常務執行役員
 内田 浩幸 佐川急便株式会社 取締役CSR推進部長
 日比野利夫 西濃運輸株式会社 専務取締役執行役員
 中田 晃 西濃運輸株式会社 執行役員
 山本 浩史 福山通運株式会社 常務執行役員
 赤松 毅 トナミ運輸株式会社 常務取締役
 福本 秀爾 公益社団法人全日本トラック協会理事長

トラック運送業における

適正取引推進、生産性向上及び長時間労働抑制に向けた自主行動計画

- 自主行動計画の**目的**は、**適正取引推進、生産性向上、長時間労働抑制の実現**
- 取組事業者は**全ト協 物流ネットワーク委員会を構成する19事業者**
- 19事業者等は、本年6月末までに自社の自主行動計画を策定し取り組む**
- 全ト協は、19事業者等の計画の進捗状況を毎年評価**

自主行動計画における重点課題に対する取組事項

適正取引推進に向けた重点課題に対する取組

1. コスト負担の適正化に関する取組(6項目)
2. 運賃・料金の決定方法の適正化に関する取組(6項目)
3. 契約書面化推進に関する取組(10項目)
4. 支払条件の適正化に関する取組(4項目)

荷主と下請運送事業者の協働による課題解決に向けた取組

1. 多層化取引に係る取引適正化に関する取組(6項目)
2. 改善基準告示の遵守及び長時間労働抑制に関する取組(5項目)
3. 生産性向上(付加価値向上)に関する取組(4項目)

トラック運送業における適正取引確保に向けたガイドラインの遵守

- ◎トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン
- ◎トラック運送業における書面化推進ガイドライン
- ◎トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン
- ◎安全運行パートナーシップ・ガイドライン 他

Plan→Do→Check→Actionによる自主行動計画の取組推進

Plan

- 全ト協「自主行動計画」を踏まえ、各事業者は独自の「自主行動計画」を策定
- 上記取組事項等を全て網羅

Do

- 主に19事業者は適正取引推進、生産性向上、長時間労働抑制に向けた取組事項を実施
- 実施に向けた組織体制、人材育成、セルフチェック等、実施体制を整備

Action

- 再発防止と改善方策の立案
- 評価結果を踏まえた取組の明確化

Check

- 各事業者はセルフチェックの実施
- 全ト協による取組状況のチェック・評価

適正取引推進に向けた重点課題に対する取組

1. コスト負担の適正化に関する取組事項

- 下請運送事業者との取引における附帯作業料、車両留置料、燃料上昇分、高速道路料金等、その他のコスト負担について費用負担を明確にし、書面化を実施する。
- 下請運送事業者が適正運賃・料金を収受できるよう、荷主に対して必要コスト負担について申入れ、運送・取引条件の見直し提案などの協議を実施する。

2. 運賃・料金の決定方法の適正化に関する取組事項

- 下請運送事業者とは、運賃・料金の設定をはじめ、運送・取引条件について十分な協議を実施する。
- 燃料サーチャージ、高速道路料金、フェリー利用料金等については、実運送事業者が収受すべきものであるため、自社が運送を委託した下請運送事業者から実運送事業者への支払いが確実になされているかを、書面化等で取り決めを行っているか等により確認する。

3. 契約書面化推進に関する取組事項

- 下請運送事業者との契約書面化率を把握し、契約書面化率の向上を図る。下請運送事業者とは少なくとも基本契約書を締結するなど、原則100%の書面化を実施する。
- 荷主との契約書面化率を把握し、契約書面化を高めるよう、契約書面化を荷主に対して申入れする。
- 実態と契約内容が整合していない場合、契約内容の見直しを実施する。

4. 支払い条件の適正化に関する取組事項

- 下請運送事業者への運賃・料金の代金支払いについては、可能な限り現金払いとするために、現金化比率の改善に努める。
- 下請代金の支払いにかかる手形等のサイトについては、120日以内とすることは当然として、段階的に短縮に努めることとし、将来的には60日以内とするよう努める。

荷主と下請運送事業者の協働による課題解決に向けた取組事項

1. 多層化取引に係る取引適正化に関する取組事項

- 「元請責任」として、現場における運送・取引条件が変更となった場合の運賃・料金の変更協議、必要コストの負担、改善基準告示の遵守に向けた協力等、元請事業者として求められる方策に取り組む。
- 下請運送事業者の選定に当たり、安全性優良事業所(Gマーク)の認定取得等の安全性、貨物自動車運送事業法、下請法、労働基準法、改善基準告示等の関係法令の遵守状況、社会保険の加入状況、交通事故発生件数等について把握し、評価のうえ、取引先を選定する。
- 適正取引確保や安全義務の観点から、全ての取引について、原則、2次下請までに制限する。(荷主→元請→1次下請→2次下請)
- 改善基準告示違反の可能性があることを理由に、自社運行せずに下請運送事業者に対して運送依頼することを禁止する。

2. 改善基準告示の遵守及び長時間労働抑制に関する取組事項

- 荷主からの運送依頼を受ける時点で、改善基準告示を遵守できるかどうか確認するとともに、改善基準告示の遵守に向けた措置を講じる。
- 改善基準告示を遵守できない事例が確認された場合には、下請運送事業者と原因分析、改善策の検討を行い、その結果を踏まえ発着荷主との協議を実施する。

3. 生産性向上（付加価値向上）に関する取組事項

- 実運送事業者における運送時間、附帯作業時間、待機時間等を分析し、業務における問題・課題を明らかにするなどして、生産性向上に向けた改善活動を継続して実施する。
- 運送・取引条件を決定する権限のある荷主を特定し、生産性向上に向けた役割分担を明確にしなが、パートナーシップを基盤に改善活動に取り組む。

検討経緯

- 11月22日 根本国土交通大臣政務官より、トラック運送業の適正取引推進のための自主行動計画策定要請
- 12月22日 第1回自主行動計画策定チーム会議
- 1月27日 第2回自主行動計画策定チーム会議
- 2月28日 第3回自主行動計画策定チーム会議
- 3月 2日 物流ネットワーク委員会
- 3月 9日 全日本トラック協会 理事会
(予定)

物流ネットワーク委員会 19事業者

都道府県	会社名	住所
北海道	札幌自動車運輸(株)	札幌市中央区北一条東15-140
山形	第一貨物(株)	山形市諏訪町2-1-20
東京	日通トランスポート(株)	豊島区駒込1-3-8
〃	ヤマト運輸(株)	中央区銀座2-16-10
新潟	中越運送(株)	新潟市中央区美咲町1-23-26
〃	新潟運輸(株)	新潟市中央区女池北1-1-1
長野	信越定期自動車(株)	長野市東和田832
富山	トナミ運輸(株)	高岡市昭和町3-2-12
岐阜	西濃運輸(株)	大垣市田口町1
〃	(株)エスラインギフ	羽島郡岐南町平成4-68
静岡	近物レックス(株)	駿東郡清水町伏見字向田351
愛知	名鉄運輸(株)	名古屋市東区葵2-12-8
京都	佐川急便(株)	京都市南区上鳥羽角田町68
大阪	センコー(株)	大阪府八尾市和泉町2-58
岡山	岡山県貨物運送(株)	岡山市北区清心町4-31
広島	福山通運(株)	福山市東深津町4-20-1
香川	三豊運送(株)	観音寺市出作町511-1
福岡	(株)博運社	粕屋郡志免町別府北3-4-1
全国	日本通運(株)	港区東新橋1-9-3